



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 8月15日金曜日 第1483号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	861
施術機関の指定.....	861
医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....	861
指定医療機関の名称の変更.....	861
指定医療機関の廃止の届出.....	862
指定医療機関の辞退.....	862
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	862
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（8件）.....	863
土地改良区の定款変更の認可.....	867
土地改良事業の工事の完了（2件）.....	867
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	867
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	869
道路の区域変更（県道東予玉川線）.....	869
道路の区域変更（県道岩城環状線）.....	869
道路の供用開始（ " ）.....	870
道路の区域変更（県道松山北条線外）.....	870
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	871

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	871
採石業務管理者試験の実施.....	871

雑 報

事後調査報告書について.....	871
------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により

○愛媛県告示第1647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ライフネット	北条市辻771番地4	訪問看護ステーションほうじょう	北条市辻771番地4	平成15年7月8日

○愛媛県告示第1648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

、医療機関を次のように指定した。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
森田歯科医院	森田 宏	越智郡伯方町大字木浦甲1244-1	平成15年7月1日
飯岡調剤薬局	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	西条市飯岡西原2019	平成15年8月1日

○愛媛県告示第1646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
和田接骨院	和田 攝守	伊予三島市中央三丁目1-9	平成15年7月4日

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
チヨダ内科リハビリテーションクリニック	チヨダクリニック	医療法人青峰会	八幡浜市川通1455番地22	平成15年8月1日

○愛媛県告示第1649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。
平成15年8月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
森田歯科医院	森田 宏	越智郡伯方町大字木浦甲1243-1	平成15年7月1日
高橋内科診療所	高橋 山郎	西条市野々市51	平成15年4月1日

○愛媛県告示第1650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。
平成15年8月15日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	辞退年月日
藤田歯科医院	藤田 展大	宇摩郡土居町蕪崎233-1	平成15年8月1日

○愛媛県告示第1651号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年8月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ松山店
松山市中央一丁目86番地外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒6条一丁目5番80号
代表取締役 似鳥昭雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ニトリ
北海道札幌市手稲区新発寒6条一丁目5番80号

代表取締役 似鳥昭雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年3月26日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,744平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
168台
 - イ 駐輪場の収容台数
95台
 - ウ 荷さばき施設の面積
226平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
63.38立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
- 2 届出年月日
平成15年7月24日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
 - (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1652号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
マルヨシセンター新居浜店	新居浜市寿町甲4243外	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	佐 竹 文 彰	嵯峨山 由 範	平成15年 5月28日	平成15年 7月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1653号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ディック西条店	西条市朔日市796番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大 亀 文 夫	山 下 雄 輔	平成15年 4月1日	平成15年 7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1654号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
ディック東予店	東予市北条1594外	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大 亀 文 夫	山 下 雄 輔	平成15年 4月1日	平成15年 7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに東予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1655号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 日 年 月 日
マルヨシセンター椿店	松山市古川北四丁目513番1外	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	佐 竹 文 彰	嵯 峨 山 由 範	平成15年 5月28日	平成15年 7月22日
マルヨシセンター余戸店	松山市余戸東一丁目89番地1外					
マルヨシセンター山越店	松山市山越三丁目772番地外					

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1656号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第

3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マルヨシセンター伊予店	伊予市下吾川1031外	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	佐 竹 文 彰	嵯峨山 由 範	平成15年 5月28日	平成15年 7月22日
ディック伊予店	伊予市下吾川1042番1外	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大 亀 文 夫	山 下 雄 輔	平成15年 4月1日	平成15年 7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン重信・ディックEX重信	温泉郡重信町野田三丁目1番13号	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 大 亀 文 夫	ダイキ株式会社 代表取締役 山 下 雄 輔	平成15年 4月1日	平成15年 7月24日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1658号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第

3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルヨシセンター新居浜店	新居浜市寿町甲4243番地	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時	平成15年 8月18日	平成15年 8月4日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前8時45分から 午前0時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1659号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
マルヨシセンター伊予店	伊予市下吾川1031外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時	平成15年 8月18日	平成15年 8月4日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から 午後10時15分まで	午前8時45分から 午前0時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1660号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、川内町奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1661号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	寄合地区	平成15年 3月23日

○愛媛県告示第1662号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	泉ノ奥池地区	平成15年 2月24日

○愛媛県告示第1663号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、岩城村役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡岩城村3369番 1 から同村3394番 2 までの地先公有水面及び同村3438番 2 から同村3532番 2 までの地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点から14の地点までを順次直線で結んだ線、14の地点と 1 の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T

、P . + 1 .85メートル）の陸と公有水面との接する線、15の地点から60の地点までを順次直線で結んだ線並びに60の地点と15の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T . P . + 1 .85メートル）の陸と公有水面との接する線によりそれぞれ囲まれた区域

基点（越智郡岩城村字先新所乙 309 番国土地理院「新所」四等三角点）は、北緯34度15分 24 .6464 秒、東経 1 33度07分 50 .0833 秒の地点

1 の地点は、基点から真北50度47分08秒 39 .90 メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北21度00分47秒9 .61メートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北23度24分54秒7 .78メートルの地点

4 の地点は、3 の地点から真北25度15分21秒 11 .62 メートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北34度02分32秒6 .45メートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北35度25分11秒6 .44メートルの地点

7 の地点は、6 の地点から真北30度29分50秒9 .20メートルの地点

8 の地点は、7 の地点から真北32度30分19秒9 .18メートルの地点

9 の地点は、8 の地点から真北34度32分56秒9 .58メートルの地点

10の地点は、9 の地点から真北36度51分13秒 10 .50 メートルの地点

11の地点は、10の地点から真北36度52分36秒1 .67メートルの地点

12の地点は、11の地点から真北36度51分22秒 10 .04 メートルの地点

13の地点は、12の地点から真北34度03分35秒 21 .44 メートルの地点

14の地点は、13の地点から真北29度18分29秒4 .27メートルの地点

15の地点は、基点から真北33度28分60秒219 .53メートルの地点

16の地点は、15の地点から真北53度03分22秒2 .16メートルの地点

17の地点は、16の地点から真北43度36分24秒2 .53メートルの地点

18の地点は、17の地点から真北34度57分55秒2 .29メートルの地点

19の地点は、18の地点から真北28度43分05秒2 .00メートルの地点

20の地点は、19の地点から真北28度42分25秒 16 .76 メートルの地点

21の地点は、20の地点から真北28度06分23秒6 .58メートルの地点

22の地点は、21の地点から真北27度21分37秒6 .44メートルの地点

23の地点は、22の地点から真北23度55分05秒7 .19メー

トルの地点
24の地点は、23の地点から真北20度34分20秒7.04メ
トルの地点
25の地点は、24の地点から真北16度07分02秒6.87メ
トルの地点
26の地点は、25の地点から真北10度41分52秒7.56メ
トルの地点
27の地点は、26の地点から真北 3 度51分04秒7.60メ
トルの地点
28の地点は、27の地点から真北 358 度13分30秒6.36メ
トルの地点
29の地点は、28の地点から真北 354 度58分15秒6.46メ
トルの地点
30の地点は、29の地点から真北 351 度00分49秒6.69メ
トルの地点
31の地点は、30の地点から真北 347 度41分47秒7.20メ
トルの地点
32の地点は、31の地点から真北 346 度24分34秒7.42メ
トルの地点
33の地点は、32の地点から真北 345 度48分59秒 16.31
メートルの地点
34の地点は、33の地点から真北 345 度49分29秒1.00メ
トルの地点
35の地点は、34の地点から真北 345 度48分42秒 25.58
メートルの地点
36の地点は、35の地点から真北 255 度47分24秒2.00メ
トルの地点
37の地点は、36の地点から真北 345 度48分16秒4.62メ
トルの地点
38の地点は、37の地点から真北75度47分24秒2.00メ
トルの地点
39の地点は、38の地点から真北 345 度48分36秒 10.47
メートルの地点
40の地点は、39の地点から真北 345 度52分49秒7.16メ
トルの地点
41の地点は、40の地点から真北 346 度27分41秒7.42メ
トルの地点
42の地点は、41の地点から真北 347 度39分23秒7.41メ
トルの地点
43の地点は、42の地点から真北 350 度32分02秒7.50メ
トルの地点
44の地点は、43の地点から真北 353 度49分43秒7.57メ
トルの地点
45の地点は、44の地点から真北 358 度17分35秒8.05メ
トルの地点
46の地点は、45の地点から真北 2 度47分01秒7.61メ
トルの地点
47の地点は、46の地点から真北 6 度05分23秒7.50メ
トルの地点
48の地点は、47の地点から真北 8 度58分10秒7.41メ
トルの地点
49の地点は、48の地点から真北10度13分15秒7.32メ
トルの地点

50の地点は、49の地点から真北10度39分05秒7.21メ
トルの地点
51の地点は、50の地点から真北10度47分28秒 18.77メ
トルの地点
52の地点は、51の地点から真北10度54分41秒8.88メ
トルの地点
53の地点は、52の地点から真北11度37分05秒9.00メ
トルの地点
54の地点は、53の地点から真北13度01分18秒9.08メ
トルの地点
55の地点は、54の地点から真北15度08分57秒9.16メ
トルの地点
56の地点は、55の地点から真北17度30分59秒6.90メ
トルの地点
57の地点は、56の地点から真北19度37分34秒6.81メ
トルの地点
58の地点は、57の地点から真北13度10分55秒1.12メ
トルの地点
59の地点は、58の地点から真北 357 度15分41秒1.10メ
トルの地点
60の地点は、59の地点から真北80度51分50秒0.34メ
トルの地点

(3) 面積

4,448.22平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 3月21日 愛媛県指令港第81号

4 しゅん功認可年月日

平成15年 8月15日

○愛媛県告示第1664号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年 8月15日

松山港湾管理者 愛 媛 県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

愛媛県松山市大可賀三丁目525番4に接する大可賀防
潮堤の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び22の地点と21の地点
と結んだ線により囲まれた区域

基点 愛媛県松山市南吉田町無番地の国土地理院松山

空港四等三角点（北緯33度50分01秒 239、東経 132 度41分39秒 127）
 21の地点は、基点から真北14度13分22秒1,543.15メートルの地点
 31の地点は、21の地点から真北 302 度01分09秒 19.18メートルの地点
 32の地点は、31の地点から真北31度59分49秒 13.12メートルの地点
 33の地点は、32の地点から真北 337 度03分10秒 35.66メートルの地点
 34の地点は、33の地点から真北 4 度02分30秒155.46メートルの地点

35の地点は、34の地点から真北93度49分09秒 52.62メートルの地点
 23の地点は、35の地点から真北 122 度03分10秒 18.02メートルの地点
 22の地点は、23の地点から真北 273 度49分09秒 42.51メートルの地点
 (3) 面積
 5,208.44平方メートル
 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 平成 8 年 3 月14日 愛媛県指令 7 港第 492 号
 4 しゅん功認可年月日
 平成15年 8 月15日

○愛媛県告示第1665号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 8 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	東予市周布216番 1 から 同市周布626番 2 まで	平成15年 8 月15日

○愛媛県告示第1666号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 8 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	越智郡玉川町大字鈍川字中ヤシキ袖田乙398番 2 から 同大字字桑ノ畑クボ乙376番 3 まで	旧	メートル 17.5~44.0	キロメートル 0.122	
			新	12.5~25.0	0.122	

○愛媛県告示第1667号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成15年 8 月15日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	岩城環状線	越智郡岩城村3368番 2 から 同村3372番 2 まで	旧	メートル 17.0~39.2	キロメートル 0.066	
			新	27.2~56.9	0.066	
"	"	越智郡岩城村3372番 2 から 同村3393番地先まで	旧	5.5~14.7	0.071	
			新	5.5~14.7 22.9~32.0	0.071 0.071	
"	"	越智郡岩城村3393番地先から 同村3537番 1 地先まで	旧	6.4~45.5	0.497	
			新	10.0~45.5	0.497	

○愛媛県告示第1668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	岩城環状線	越智郡岩城村3368番2から 同村3372番2まで	平成15年 8月15日
"	"	越智郡岩城村3372番2から 同村3393番地先まで	"
"	"	越智郡岩城村3393番地先から 同村3537番1地先まで	"

○愛媛県告示第1669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	松山北条線	松山市菅沢町乙427番10から 同町乙427番17まで	旧	メートル 8.0～27.6	キロメートル 0.116	
			新	16.0～39.0	0.110	
"	"	松山市菅沢町乙427番17から 同町乙427番16まで	旧	6.0～14.0	0.050	
			新	6.0～14.0 22.0～44.0	0.050 0.051	
"	"	松山市菅沢町乙427番16から 同町乙427番18まで	旧	5.0～10.0	0.159	
			新	5.0～10.0 21.5～64.0	0.159 0.024	
"	"	松山市菅沢町甲792番1から 同町甲800番4まで	旧	5.0～7.0	0.110	
			新	20.0～44.7	0.110	
"	"	松山市菅沢町甲800番4から 同町甲390番11まで	旧	5.0～10.0	0.231	
			新	5.0～10.0 25.6～46.0	0.231 0.042	
"	"	松山市菅沢町甲390番11から 同町乙360番11まで	旧	5.5～9.0	0.300	
			新	5.5～9.0 12.0～43.0	0.300 0.343	
"	"	松山市菅沢町乙360番11	旧	6.0～9.5	0.062	
			新	23.0～45.0	0.060	
"	"	松山市菅沢町乙360番11から 北条市西谷乙248番3まで	旧	5.0～26.0	0.247	
			新	5.0～26.0 11.0～26.5	0.247 0.080	
		松山市菅沢町乙398番2から 同町乙390番7まで	旧	12.0～55.8	0.113	

"	長井方堀江線	松山市菅沢町乙398番2から 同町乙390番7まで	新	12.0~55.8	0.113
		及び 松山市菅沢町甲800番4から 同町乙390番7まで		15.0~55.8	0.111

○愛媛県告示第1670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、八幡浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁に

おいて公衆の縦覧に供する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 8月4日	特定非営利活動法人 農林畜水産環境管理協会	大崎 秀 樹	松山市枝松一丁目9番26号	この法人は、農林畜水産業に携わる組織に対し、国際標準化機構における環境マネジメントシステム規格（ISO14001）の認証取得支援をはじめとした環境保全型農業への取り組みに対する支援を行うほか、農林畜水産業を取り巻く環境問題についての調査・研究及び普及・啓発に関する事業を行い、またアジア圏を中心とした諸外国より研修生を受け入れ、農林畜水産業に携わる組織に対し派遣することにより、農の分野から地球環境の保全と国際交流に寄与することを目的とする。

○公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成15年 8月15日

愛媛県知事 加戸守行

- 試験の場所
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁会議室（第1別館11階会議室）
- 試験の日時
平成15年10月10日（金）10時
- 受験願書の提出期間
平成15年9月10日（水）から同月19日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先
県庁土木部管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

雑 報

○公 告

事後調査報告書について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第36条の規定により、次の対象事業について併せて事後調査報

告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり公告します。

平成15年 8月15日

大王製紙株式会社

代表取締役社長 二神 勝利

丸住製紙株式会社

代表取締役社長 星川 一治

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	大王製紙株式会社	丸住製紙株式会社
代表者の氏名	代表取締役社長 二神 勝利	代表取締役社長 星川 一治
主たる事務所の所在地	愛媛県伊予三島市 紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川 之江町826番地

- 対象事業の名称、種類及び規模並びに対象事業の実施区域

名 称	大王製紙株式会社三島工場富郷ダム工業用水取水設備計画	丸住製紙株式会社大江工場富郷ダム工業用水取水設備計画
種 類	製造業に係る工場の規模の変更の事業	製造業に係る工場の規模の変更の事業
規 模	排出水量61,450 m ³ /日増加	排出水量25,500 m ³ /日増加
対象事業の実施区域	愛媛県伊予三島市紙屋町5番1号	愛媛県川之江市川之江町4085番地

- 関係地域の範囲

愛媛県伊予三島市及び川之江市

4 事後調査報告書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

愛媛県庁、伊予三島市役所及び川之江市役所

(2) 縦覧期間

平成15年8月15日から9月16日まで

(3) 縦覧時間

9時から17時まで